

科目名 Subject Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
権利擁護と成年後見制度 I Advocacy and Adult Guardianship I		1年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態		授業の性格	
2単位	講義		選択 (社会福祉士国家試験受験資格取得必修)	
当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目				
社会福祉士受験資格指定科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
社会福祉士受験資格指定科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
高須則行	非常勤講師 室	出講日	授業中に指示します	
授業の概要				
この授業では、わが国の基本的な考えを示している日本国憲法の基本原則内容（国民主権・基本的人権の内容・権力分立制・平和主義）と基本的人権の様々な種類、さらには日本国憲法の下に制定された民法における契約や不法行為責任について理解をする。				
授業の到達目標				
①基本的人権の意味と種類を理解することができるようにする。 ②行政法上の基本原理を理解することができるようにする。 ③契約と不法行為責任について理解することができるようにする。				
授業の方法				
受講者はグループに分かれて、教科書を読みこんで、どのような内容が書いてあるかをまとめ、発表してもらい、みんなで討論してもらう。				
学習の成果				
社会的弱者に援助をする社会福祉士の仕事は、鋭い人権感覚を必要とします。それは社会的弱者が人権を侵害されたと理解するためには、その前提としてその社会的弱者が人権を有していることを知っていなければならないからです。つまり、私たちに人権を有しているという意識を持っていなければ、その人権が侵害されたということも意識することができないからです。この授業を通して、私たち自身の権利意識を育むことができると考えられます。具体的には、 ①基本的人権の意味と種類を理解することができる。 ②行政法上の基本原理を理解することができる。 ③契約と不法行為責任について理解することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	権利擁護と成年後見制度 I へのいざない（授業の内容と進め方）			
第2回目	福祉サービスの利用と契約			
第3回目	消費者被害と消費者保護			
第4回目	自己破産と保証			
第5回目	行政処分と不服申立			
第6回目	近代憲法の基本原則			

第7回目	憲法上の権利と基本的人権	
第8回目	行政法の基本原則	
第9回目	行政事件訴訟と行政不服申立制度	
第10回目	四つの能力	
第11回目	契約と消費者保護	
第12回目	不法行為と損害賠償責任	
第13回目	親族法	
第14回目	相続法	
第15回目	まとめと試験	
成績評価の方法と基準		
	評価の領域	割合
授業参加態度		評価の基準
レポート	60%	教科書の適切な整理
調査報告書		
小テスト		
中間・学期末試験	40%	基本的知識の理解度
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
〈新・社会福祉士養成講座19〉『権利擁護と成年後見人制度〔第2版〕』（中央法規）		
履修上の心得・ルール		
テキスト・六法は必ず持ってくること、板書の内容は整理してノートに取ること		